

議案第2号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年12月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成30年12月20日

鳥取県教育委員会  
教育長 山本 仁志

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第19条第1項の規定に基づく次の無形文化財の指定及び同条第2項の規定に基づく無形文化財の保持者の認定について

**無形文化財「紙布」 保持者・山下 健（鳥取市）**

紙布は、紙糸を材料として織り上げた布である。

紙糸を縦糸、横糸の両方に使用した物を諸紙布と言ひ、縦糸に絹・綿・麻糸を使い、横糸に紙糸を使用した物を絹紙布・綿紙布・麻紙布と言う。紙をそのまま使用した紙衣と異なって軽くて肌触りが良く、特に女性の夏の衣料用として使用された。

紙布は江戸時代になってから生産され、『毛吹草』や『諸国万買物調方記』、『和漢三才図会』には、陸奥の白石（現在の宮城県白石市）で生産されていたと記されている。

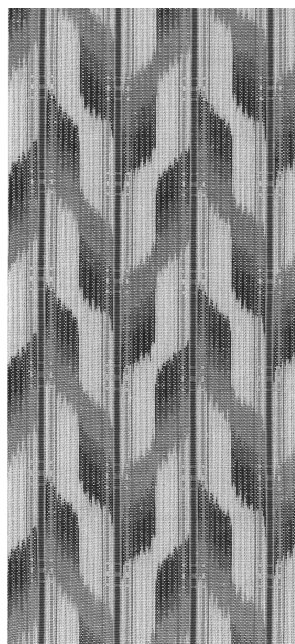
保持者として、鳥取市の山下 健氏が挙げられる。

山下氏は植物染料や化学染料、多様な機織り技術を駆使して、布質の面でもデザインの面でも高く評価される仕事を続ける染織家である。また、地元青谷町の特産である和紙を使用した紙布の探求を続けている。

1976年に国展工芸部に初出品以降毎年出品を続けるとともに、精力的に個展も開くなど県内外から高く評価されており、鳥取県を代表する染織家である。



紙布帯地 (2015)



紙布経緋帯地 (2015)

昭和 34 年 12 月 25 日  
鳥取県条例第 50 号

### 第 3 章 県指定無形文化財 (指定)

第 19 条 教育委員会は、無形文化財(法第 71 条第 1 項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4 教育委員会は、第 1 項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第 3 項の規定を準用する。

### 第 8 章 雑則

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項(第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。)並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。(昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正)